

**エコセメント化施設
基幹的設備改良工事及び運営事業**

運営業務委託契約書（案）

令和6年6月27日

令和6年8月29日修正版

東京たま広域資源循環組合

第1章 総則	1
第1条 (総則)	1
第2条 (権利の譲渡等)	1
第3条 (一括再委託の禁止)	1
第4条 (指定期日の延期等)	1
第5条 (契約内容の変更等)	2
第6条 (天災その他不可抗力による契約内容の変更)	2
第7条 (契約保証金)	2
第8条 (相殺)	3
第9条 (個人情報保護)	3
第10条 (情報通信の技術を利用する方法)	3
第11条 (特許権等)	3
第12条 (著作権の侵害防止)	3
第13条 (秘密保持義務)	4
第14条 (許認可の取得)	4
第15条 (関係法令の遵守)	5
第16条 (甲の責任)	5
第17条 (指示および調査等)	5
第18条 (電気、水道)	5
第19条 (総括責任者)	5
第20条 (従業員の確保)	5
第21条 (臨機の措置)	6
第2章 運營業務	7
第22条 (本業務の範囲)	7
第23条 (連絡体制等の整備)	7
第24条 (マニュアルおよび計画書等の作成)	7
第25条 (焼却残さ等の受入れ等)	7
第26条 (焼却残さ等の性状)	8
第27条 (処理不適物の取扱い)	8
第28条 (エコセメント等の販売等)	8
第29条 (資源物等の取扱い)	8
第30条 (廃棄物等の取扱い)	9
第31条 (異常事態への対応)	9
第32条 (停止期間中の焼却残さ等の処理)	10
第33条 (維持管理業務)	10
第34条 (環境管理業務)	10
第35条 (清掃業務、防災管理業務、その他業務)	11
第36条 (業務報告書の作成及び提出・報告)	11
第37条 (見学者対応・住民対応)	11

第 38 条	(乙の点検・検査・モニタリング)	11
第 39 条	(甲による点検・検査・モニタリング)	12
第 3 章	委託費の支払い	13
第 40 条	(委託費の支払い)	13
第 41 条	(委託費の見直し)	13
第 4 章	法令変更	14
第 42 条	(法令変更)	14
第 43 条	(法令変更にかかる通知等)	14
第 44 条	(法令変更の場合の協議及び追加的な費用の負担等)	14
第 5 章	不可抗力および損害賠償	15
第 45 条	(不可抗力にかかる通知)	15
第 46 条	(不可抗力の場合の協議及び追加的な費用の負担等)	15
第 47 条	(損害賠償等)	15
第 48 条	(第三者への賠償)	15
第 49 条	(契約不適合責任)	16
第 6 章	契約期間の終了	17
第 50 条	(契約期間終了時の取扱い)	17
第 51 条	(甲の解除権及び解除権に伴う違約金)	17
第 52 条	(談合その他不正行為による解除)	18
第 53 条	(協議解除)	19
第 54 条	(乙の解除権)	19
第 55 条	(法令変更または不可抗力による解除権)	19
第 56 条	(契約解除に伴う措置)	19
第 7 章	その他	21
第 57 条	(所有権)	21
第 58 条	(保険)	21
第 59 条	(経営状況の報告等)	21
第 60 条	(遅延利息)	21
第 61 条	(疑義の決定等)	21

エコセメント化施設基幹的設備改良工事及び運営事業 運営業務委託契約書（案）

1. 委託名 エコセメント化施設運営業務
2. 委託場所 東京都西多摩郡日の出町大字大久野 7642 番地
(二ツ塚廃棄物広域処分場内)
3. 委託期間 令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 まで
4. 契約金額 _____ 円
うち取引に係る消費税および地方消費税の額
_____ 円
5. 契約保証金 _____

東京たま広域資源循環組合を発注者（以下「甲」という。）とし、_____を受注者（以下「乙」という。）とし、甲と乙との間において、次のとおり、運営業務委託契約書条項を締結する。

甲と乙とは、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

契約締結日
令和 年 月 日

委託者（甲） 住所 東京都西多摩郡日の出町大字大久野 7642 番地
東京たま広域資源循環組合
管理者 ⑩

受託者（乙） 住所
会社名
氏名 ⑩

第1章 総則

(総則)

第1条 甲及び乙は、エコセメント化施設基幹的設備改良工事及び運営事業 運営業務委託契約書（以下「契約書」という。）に基づき、要求水準書及び入札書類等（以下「要求水準書等」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

2 乙は、常に善良なる管理者の注意をもって、契約書に記載する契約期間、仕様書等により日々履行することとされている業務または指定する日までに履行することとされている業務について、要求水準書等に従い、それぞれ日々又は指定する日（以下「指定期日」という。）までに履行するものとし、甲は、履行が完了した部分に係る運営業務委託費を支払う。

3 本業務を完了するために必要な一切の手段については、この契約書に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任により定める。

4 本契約に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

5 本契約の履行に関して甲と乙との間で用いる言語は、日本語とする。

6 本契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

7 本契約書及び要求水準書等における期間の定めについては、本契約書または要求水準書等に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

8 本契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

9 本契約に係る訴訟については、甲の事務所の所在地を管轄する東京地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

10 本契約書における用語の定義は、本文中において特に明示されるものを除き、「別紙1 用語の定義」のとおりとする。

(権利の譲渡等)

第2条 乙は、この契約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、承継させ、または担保の目的に供することができない。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(一括再委託の禁止)

第3条 乙は、この契約について委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することができない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(指定期日の延期等)

第4条 乙は、要求水準書等により指示された業務を指定期日までに終了することができないときは、その理由を明示して、指定期日前に甲に対して指定期日の延期を申し出ることができる。

- 2 前項の規定による申出があった場合において、その理由が乙の責めに帰することができないものであるときは、甲は、指定期日の延期を認めることがある。

(契約内容の変更等)

第5条 甲は、必要があると認めるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更し、又は履行を一時中止させることができる。

- 2 前項の規定により契約金額を変更するときは、甲と乙とが協議して定める。

(天災その他不可抗力による契約内容の変更)

第6条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく日本国内での経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、甲又は乙は、相手方と協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

(契約保証金)

第7条 乙は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。なお、第6号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証書を甲に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は甲が確実と認める金融機関の保証
- (4) 保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下、同じ。)の保証
- (5) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (6) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第4項において「保証の額」という。)は、各年度の運營業務委託費(当該年度の業務の対価として支払われるべき固定費と変動費の総額。変動費は計画処理量に基づき算出する。)の100分の10以上としなければならない。

- 3 第1項の規定により、乙が同項第3号又は第4号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第5及び第6号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。なお、同項第3号、第4号又は第5号に掲げる保証及び同項第6号に掲げる保険は、単年度又は複数年度のものによる契約期間中の更新も認めるものとする。

- 4 運營業務委託費の変更があった場合には、保証の額が変更後の金額に達するまで、甲は保証の額の増額を請求することができ、乙は保証の額の減額を請求することができる。

- 5 甲は、本契約が履行されたとき、又は第54条第1項の規定により本契約が解除されたときは、第1項第1号に基づき納付された契約保証金又は同項第2号に基づき提供された契約保証金に代わる担保として提供された有価証券を、乙に還付する。
- 6 甲は、契約保証金について利息を付さない。

(相殺)

第8条 甲は、乙に対して有する金銭債権があるときは、乙が甲に対して有する契約代金請求権及びその他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴する。

(個人情報の保護)

第9条 乙は、この契約の履行に際し、個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の本旨に従い、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱わなければならない。

(情報通信の技術を利用する方法)

第10条 この契約書において書面により行われなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(特許権等)

第11条 乙は、乙が本施設を稼働させ、焼却残さ等を処理するために必要な特許権等の工業所有権の対象となっている技術等の実施権又は使用权（甲から許諾されるものを除く。）を、自らの責任で取得するものとする。ただし、甲が当該実施権等の使用を指定し、かつ乙が当該技術に係る工業所有権の存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用（損害賠償に要するものを含む。）を負担しなければならない。

2 乙は、運營業務委託費は、前項の特許権等の実施権又は使用权の取得の対価並びに第3項の規定に基づく成果物及び本施設の甲による使用に対する対価を含むものであることを確認するものとする。甲は、甲が乙に実施又は使用させる特許権等に関しては、その実施又は使用許諾の対価を乙に請求しない。

3 甲は、成果物（ただし、乙が提出したものに限る。以下、同じ。）及び本施設について、それらが著作物に該当するか否かにかかわらず、本施設の所有・運営・維持管理・広報等に必要な範囲において、甲の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、この契約の終了後も存続するものとする。

(著作権の侵害防止)

第12条 乙は、成果物が第三者の有する著作権を侵害するものでないことを甲に対して保証する。

2 乙は、成果物が第三者の有する著作権を侵害した場合において、当該第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、乙がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

(秘密保持義務)

第13条 甲及び乙は、この契約に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持し、かつ責任をもって管理し、この契約の履行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、この契約に別段の定めがある場合を除いては、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。

2 次の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。

- (1) 開示の時に公知である情報
- (2) 相手方から開示されるよりも前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
- (3) 相手方に対する開示の後に、甲又は乙のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
- (4) 甲及び乙が、この契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

3 第1項の定めにかかわらず、甲及び乙は、次の場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。

- (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
- (2) 法令等に従い開示が要求される場合
- (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
- (4) 甲と乙につき守秘義務契約を締結した甲のアドバイザー及び乙の下請企業(乙と本条と同内容の守秘義務契約を締結した下請企業に限る。)に開示する場合
- (5) 甲が本業務の一部を乙以外の第三者に委託する場合の当該第三者に開示する場合
- (6) 甲がこの契約終了後に本施設の運転管理又は維持管理を受託する者を公募するために必要な場合

(許認可の取得)

第14条 乙は、本業務の実施その他乙がこの契約の締結及び履行のために必要とされる全ての許認可を自己の責任及び費用において取得し、契約期間中これを維持し、また

必要な届出等を行わなければならない。ただし、許認可及び届出が甲の単独申請にかかるものについては、この限りではないが、書類作成及び手続き等について協力しなければならない。

(関係法令の遵守)

第15条 乙は、本業務の実施に当たり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。)を含む関連法令、関連規制等を遵守しなければならない。

(甲の責任)

第16条 甲は、運営期間において、本施設を所有し本施設を稼働させて焼却残さ等の処理を行うに必要な許認可を取得し、これを維持する。

2 本事業の実施に関し、甲による関係官公庁への申請、届出等(以下、「申請等」という。)が必要となったときは、乙は、申請等にかかる書類作成等の事務に協力するものとし、また、乙は、甲が関係官公庁から説明、記録及び資料等の提供を求められたときは、甲の指示に従い、速やかに対応するものとする。

(指示及び調査等)

第17条 甲は、この契約の履行について必要があるときは、乙に対し、指示及び調査することができる。

2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して業務の実施状況について調査し、若しくは報告を求め、又は乙の事務所その他業務の実施場所に立ち入ることができる。

(電気、水道)

第18条 乙の本業務の実施に必要な電気、上下水道、灯油及び薬剤等の調達及び費用負担は、乙の負担とする。ただし、公共料金の事業者との契約は甲の名義で行い、乙は甲の請求により電力代金を負担する。

2 基幹的設備改良工事における電気及び上下水道の費用は、甲の費用負担とする。

(総括責任者)

第19条 乙は、業務の履行の管理・運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する者を総括責任者として選任しなければならない。

2 総括責任者は業務の円滑な管理・運営に努め、現場を総括する。

(従業員の確保)

第20条 乙は、業務の実施のために法律上必要とされる有資格者及びその他業務を実施するために必要な従業員を自らの責任及び費用で確保し、業務開始からこの契約の終了まで、これを維持しなければならない。

- 2 乙は、本施設の運転に関して甲と協議のうえ、運転教育計画を作成し、甲に提出しなければならない。
- 3 乙は、甲に提出した運転教育計画に従い、業務開始日までに必要な運転教育を受けなければならない。
- 4 乙は、前項に定めるところのほか、業務開始日までに、本業務に従事する従業員等が、本業務の実施に習熟するよう、従業員等の教育・訓練を行わなければならない。

(臨機の措置)

第21条 乙は、事故、災害防止等のため必要があると認めるときは、要求水準書等に従い、緊急時の対応を行い、臨機の措置をとらなければならない。

- 2 前項の場合、乙は、そのとった措置の内容を甲に直ちに通知する。
- 3 甲は、事故、災害防止その他施設の運転を行う上で、特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 乙が第1項又は前項の規定に基づき臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち乙が運營業務委託費の範囲において負担することが適当と認められない部分を甲が負担するものとする。

第2章 運営業務

(本業務の範囲)

第22条 乙は、契約期間中、この契約書、要求水準書及び提案書類等に従い、本施設の運転管理を実施し、焼却残さ等の処理を行う。

2 運営業務は、要求水準書に示される次の業務から構成される。

- (1) 施設運転管理業務
- (2) 維持管理業務
- (3) 環境管理業務
- (4) 施設清掃業務
- (5) 防災管理業務
- (6) その他業務

(連絡体制等の整備)

第23条 乙は、要求水準書等及び提案書類等に従い、平常時及び緊急時の甲等への連絡体制等を整備し、甲に提出・報告する。体制を変更する場合も、同様とする。

(マニュアル及び計画書等の作成)

第24条 乙は、要求水準書等及び提案書類等に従い、本業務の実施に当たり必要なマニュアル及び計画書等を、甲と協議の上、作成し、甲に提出・報告する。内容を変更する場合も、同様とする。記載すべき内容及び具体的な提出期限は、甲との協議により決定する。

(焼却残さ等の受入れ等)

第25条 乙は、甲から搬入される焼却残さ等を、本契約及び運転計画に従い、受け入れるものとする。

- 2 乙は、本施設における焼却残さ等の計量及び各種データの記録並びに集計等を、甲が定める焼却残さ等の受入れ、計量等要領書（以下、「受入れ等要領書」という。）に従って行うものとする。
- 3 乙は、甲以外の第三者から、焼却残さ等を受け入れてはならないものとする。
- 4 甲は、基幹的設備改良工事中（令和8年度～令和12年度）及び稼働停止中における焼却残さ等の受け入れは、エコセメント化施設に隣接する埋立関連施設を利用することを組織団体に指示する。
- 5 甲は、焼却残さ等を原則、「要求水準書（運営編）参考資料4」に示す焼却残さ等排出量の±10%を確保する。搬入量が10%を超えて下回る場合、甲が確保できなかった処理量に対する費用を負担する。なお、令和7年度に搬入量を見直すものとする。また、令和19年度以降の焼却残さの確保量は、令和13年度以降に協議する。
- 6 前項において、計画処理量を搬入数量が上回る場合又は下回る場合は、埋立関連施設を利用し調整する。

(焼却残さ等の性状)

第26条 乙が、要求水準書に示す焼却残さ等の性状・成分が要求水準書記載の内容から大幅に逸脱し、日本工業規格（JIS R 5214）に合致するエコセメント等を生成することが困難である旨の申立てを甲に対して行った場合、甲は、その真偽について確認するものとする。この場合、甲は、専門的な知見を有する者の助言を求めることができるものとし、乙も必要に応じ、専門的な知見を有する者の助言を求めることができるものとする。

2 甲が前項の確認を行い、乙の申立てに理由があると認めた場合、甲は、乙と協議の上、現状の焼却残さ等の成分での日本工業規格（JIS R 5214）に合致するエコセメント等生成の可能性の是非を検討し、生成可能である場合には、それに必要とされる本施設の改造の内容、改造後の本施設においてエコセメント等の生成を行うために焼却残さ等が満たすべき品質等について決定するものとする。この場合、上記の改造費用は、甲が負担するものとする。

(処理不適物の取扱い)

第27条 乙は、本施設に搬入された焼却残さ等に混入した処理不適物については、可能な限り取り除くよう努めるものとする。なお、処理不適物の混入が多い場合は、甲へ報告し、甲は組織団体へ改善を求めることとする。

2 甲は、乙が排除した処理不適物を、適正かつ適法に処理するものとし、それに伴いかかった費用を負担する。

3 処理不適物の混入が原因で本施設の運転に故障等が生じ、当該故障等の修理のために費用が発生するときは、費用負担については、甲の負担とする。

(エコセメント等の販売等)

第28条 乙は、自己の責任及び費用において甲から買い取ったエコセメント等の有効利用を行う。エコセメント等の性状が日本工業規格（JIS R 5214）に合致しない場合、合致しないことにより生じた損害についての全責任は、焼却残さ等の性状が大幅に逸脱する場合を除き、乙が負う。

2 エコセメント等は、その品質にかかわらず、乙が全量引取り、有効活用する。その引取価格は、甲と乙の協議のうえ、委託開始日までに決定する。また、引取額は本運營業務委託費と相殺するものとする。

3 乙は、エコセメント等を有効利用するにあたり、これを販売したときは、その販売量、販売額及び販売先について、その他の有効利用方法による場合には甲乙協議して定める事項を、毎月甲に報告するものとする。

(資源物等の取扱い)

第29条 本施設における焼却残さ等のエコセメント化によって発生する資源物等（金属澱物、鉄及びアルミニウム類、ミックスメタル）の取扱は、以下のとおりとする。

- (1) 資源物等（金属澱物、鉄及びアルミニウム類、ミックスメタル）は、乙が全量引き取り、有効活用する。ただし、乙は資源物等の売却収入から、必要経費を除いた金額の半分を甲に還元する。
 - (2) 売却収入を必要経費が上回る場合は、売却収入と必要経費の差額分の半分以上を甲が負担する。なお、第3項に基づき、直ちに甲と乙は協議を行う。
- 2 乙は、資源物等を有効利用するにあたり、販売したときは、その販売量、販売額及び販売先について、その他の有効利用方法による場合には甲と乙が協議して定める事項を、毎月甲に報告するものとする。
 - 3 市況変動により有効利用できなくなった場合の取扱いは、甲と乙が協議のうえ、決定する。

（廃棄物等の取扱い）

第30条 乙は、廃バグフィルタろ布の処分において、乙の負担にて、水銀汚染廃棄物適否判定（水銀含有分析）を行い、適正に処分すること。

- 2 その他廃棄物（エコセメント等、資源物等、廃バグフィルタろ布以外）が発生した場合の費用負担は、甲と乙の協議のうえ決定し、適正に処分するものとする。

（異常事態への対応）

第31条 乙は、本施設の運転において要求水準書記載の規制基準値を超える事態（以下、「異常事態」という。）が発生したときは、速やかに本施設の運転を停止し、又は監視を強化するものとする。

- 2 前項記載の異常事態が起った場合、甲及び乙は、本施設が異常事態に至った原因とその責任の分析を行うものとする。この場合、甲は、専門的な知見を有する者の助言を求めることができるものとし、乙も必要に応じ、専門的な知見を有する者の助言を受けられるものとする。
- 3 乙は、本施設の復旧又は監視強化のための改善計画書を甲に提出し、その確認を受けられるものとする。この場合甲は、改善計画書について確認するにあたり、乙に対し適宜指摘を行うことができる。乙は、甲からの指摘事項がある場合、かかる指摘事項を十分に踏まえて改善計画書の補足、修正又は変更を行うものとし、補足、修正又は変更を経た改善計画書につき、改めて甲の確認を受けなければならないものとする。乙は、この改善計画書により、本施設の復旧を図り、又は監視を強化するものとする。甲は、適宜改善状況を確認し、乙と協議の上、不十分と認めるときは、乙に対し再度改善の要求を行うことができるものとする。
- 4 前項の改善に要する費用は、甲と乙の協議のうえ、その負担を定める。
- 5 第3項の規定に基づいて監視を強化するときは、乙は、本施設に係る計測頻度を増加するものとし、計測頻度の増加の詳細は、甲が測定値に応じて決定するものとする。この場合、甲は、専門的な知見を有する者の助言を得ることができるものとし、乙も必要に応じ、専門的な知見を有する者の助言を受けられるものとする。

- 6 甲が本施設の改善状況について確認した場合、乙は、甲の確認を得た改善計画書に従った復旧のための試運転を開始し、甲に運転データの確認を求めるものとする。甲が本施設の性能回復を確認した場合、乙は、本施設の運転を再開することができる。なお、甲は、自己の費用で当該確認に際して、専門的な知見を有する者の助言を求めることができるものとし、乙も必要に応じ、自己の費用で専門的な知見を有する者の助言を受けることができるものとする。

(停止期間中の焼却残さ等の処理)

第32条 前条に定める異常事態の発生等のため本施設の運転が停止した場合、乙は、甲より提供される焼却残さ等を本施設に受け入れ、本施設の運転の再開を待つものとする。

- 2 本施設の運転の停止により焼却残さ等が本施設の受入施設（受入ピット及び乾灰タンク）の貯留容量を超えた場合（以下、かかる状態を「受入停止」という。）、焼却残さ等の受け入れが再開するまでの期間（以下、「受入停止期間」という。）は、甲は、本施設にそれ以上の焼却残さ等を持ち込まない。
- 3 受入停止が乙の責に帰すべき事由によるときは、甲は、受入停止期間に相当する期間の固定費（日割りにて計算する。）を、乙に支払わない。

(維持管理業務)

第33条 乙は、本施設の引渡しまでに、要求水準書に従った内容の日常・定期点検計画書及び予防・事後保全計画書を作成し、甲の承諾を得る。維持管理の範囲は、要求水準書中の表 3.4 及び 3.5 に従うものとする。

- 2 乙は、日常・定期点検計画書及び予防・事後保全計画書を作成し、甲に提出及び承諾を得たうえで、毎年度の修繕を実施しなければならない。
- 3 乙は、予防・事後保全の実施のために作成した図書の内容につき、責任を負うものとする
- 4 乙は、その作成した日常・定期点検計画書及び予防・事後保全計画書に基づき実施する修繕につき、すべての費用を負担する。
- 5 乙は、日常・定期点検計画書及び予防・事後保全計画書に基づいて実施する修繕の費用が日常・定期点検計画書及び予防・事後保全計画書記載の額を超えた場合でも、その差額分を負担する。ただし、市況変動によるものは、第 41 条に従い、見直しを行うものとする。
- 6 甲及び乙は、予防・事後保全計画書に記載された修繕以外の修繕が必要となった場合、かかる計画外の予防・事後保全に関する費用の負担につき、協議して定めるものとする。

(環境管理業務)

第34条 乙は、要求水準書に規定する計測項目事項につき、要求水準書に規定する頻度により、環境計測を行うものとする。この場合において、甲は、自ら又は第三者に委

託することにより、いつでも環境計測を行うことができる。ただし、甲は当該環境計測を行うに当たっては、本施設の操業及び安全面等で乙への配慮を行うものとする。

(清掃業務、防災管理業務、その他業務)

第35条 乙は、要求水準書等に従い、清掃業務、防災管理業務、その他業務等を実施する。

(業務報告書の作成及び提出・報告)

第36条 乙は、要求水準書等及び提案書類等に従い、運營業務の遂行状況に係る業務報告書（日報、月報、年報、その他の報告書）を作成し、それぞれ所定の提出期限までに、甲に提出・報告するものとする。

2 乙は、前条の規定に基づく各種報告書及びその他乙が本契約に基づき作成する書類については、要求水準書に従いこれを保存するものとする。

(見学者対応・住民対応)

第37条 乙は、本事業の意義・目的を十分に理解し、日常において施設の見学を受け入れ、見学者に施設の稼働状況及び環境に関する規制の遵守状況等の説明を行い、見学者が本事業についての理解を得るように努める。

2 乙は、本施設の運転維持管理に関する住民からの苦情等に対応し、その解決を図るものとする。この場合、甲は、かかる紛争の解決につき、乙に協力する。また、乙は、周辺住民の信頼と理解が得られるよう、常に適切な本施設の運営管理を行わなければならない。

3 乙は、甲が必要と認めたときは、周辺住民との協議の場等に出席し、甲の補助業務として適切な対応を行わなければならない。

(乙の点検・検査・モニタリング)

第38条 乙は、要求水準書等に従い、本施設の機能を維持するために必要な措置を講じ、法律に定める点検・検査、基準仕様書に規定する点検・検査及びその他乙が必要と認める点検・検査を行う。

2 乙は、前項の検査を行ったときは、要求水準書等に従い甲に報告する。

3 乙は、運営・維持管理期間中、自己の負担において、別紙2モニタリングに定める「運営事業者によるモニタリング」を実施するほか、自ら必要と認めるものについて、自ら又は法的資格を有する第三者機関に委託することにより、本施設に係る計測を実施するものとする。

4 甲は、前項の計測について、計測項目のいずれかの測定値が不連続的な値を示し、本施設の安定的な稼働に支障が生じる懸念があると、合理的に判断した場合、乙に計測頻度の増加を請求できるものとし、その詳細は、甲が測定値に応じて決定できるものとする。

(甲による点検・検査・モニタリング)

第39条 甲は、乙によるこの契約の履行状況を確認するため、別紙2モニタリングに定める「循環組合によるモニタリング」を行う。乙は、必要に応じ甲のモニタリングに協力する。

2 前項のモニタリングのほか、甲は、自己の負担により、本施設に関する計測及び検査を行うことができる。この場合、甲は、乙の通常の業務時間内に、抜き打ちによる場合を除き、乙に対する事前の通知を行った上で本施設へ立ち入り、自らの費用で検査、計測等を行うことができるものとする。この場合、甲は、当該計測及び検査の業務を、法的資格を有する第三者機関に委託することができるものとする。なお、甲は乙の行う業務の実施に極力影響を与えないよう配慮して、計測及び検査を行わなければならない。

3 前項の定めに関わらず、乙が行う業務の実施に疑義が生じたと甲が判断した場合又は甲が緊急を要すると判断した場合は、甲は、乙に対する事前の通知を行うことなく、本施設へ立ち入り検査、計測等を行うことができる。

第3章 委託費の支払い

(委託費の支払い)

第40条 甲は、乙に対し、「別紙3 運營業務委託費の支払いについて」に示す算定方法に従い、運營業務委託費を支払うものとする。

2 実価格の支払いを行う原材料・薬剤費、耐火材、ろ布において、乙は3社以上からの見積を甲に提出する。なお、同一品目の見積は、宛先及び数量は同じものとし、甲は、最安値の単価で支払を行うものとする。ただし、本施設の特種製品等であり3社以上から見積の提出ができない場合は、その説明を提示することとする。また、建値精算及び複数社から購入することで安定供給を受けている製品も、同様とする。

3 前項において、原材料・薬剤費は購入量で支払を行うものとする。ただし、社会情勢の変動や焼却残さ等の処理量の変動により、甲と乙の協議により算定方法を変更できるものとする。

4 第2項において、見積回数は原則1回/年とする。ただし、建値精算の製品はその都度見直しを行うものとする。なお、購入先を変更した場合は、直ちに見積書を再度提出することとする。

5 甲は、支払いが遅延したときは、乙に対し支払金額に契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率（以下「支払遅延防止法の遅延利息の率」という。）（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）を乗じて計算した額を遅延利息として支払うものとする。

6 この契約締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正によって、消費税及び地方消費税額に変動が生じた場合は、甲はこの契約を何ら変更することなく、委託料に相当する消費税及び地方消費税額を加減して支払うものとする。

(委託費の見直し)

第41条 甲及び乙は、市況変動に応じて、「別紙3 運營業務委託費の支払いについて」に示すとおり運營業務委託費を改定できる。

2 前項に規定するもののほか、不測の事態が生じたときは、甲及び乙は、速やかに、運營業務委託費の算定方法、支払方法及び改定方法等の変更について協議を行うものとする。

第4章 法令変更

(法令変更)

第42条 この契約の締結後の法令変更により本施設の改修等が必要となった場合、甲が本施設の改修等を実施するものとする。

2 乙は、前項に従い甲が実施する本施設の改修等に対して、協力しなければならない。また、改修等の結果、乙のこの契約の履行にかかる経費が増減した場合においては、甲と乙が協議して委託費を見直すものとする。

(法令変更にかかる通知等)

第43条 乙は、この契約の締結後に法令変更が行われたことにより、次の各号のいずれかが生じるおそれがあるとき(前条による本施設の改修等が必要な場合を除く。)は、直ちにその内容の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

- (1) この約款又は要求水準書で提示された条件に従い本業務を実施することができなくなること。
- (2) この契約の履行のために追加的な費用が必要であると判断されること。
- (3) 要求水準書に記載された業務の一部が不要となり又はその他の理由により乙のこの契約の履行のための費用の減少が可能と判断されること。

2 甲及び乙は、前項の規定による通知がなされたとき以降において、この契約に基づく自己の義務が法令に違反することとなったときは、履行期日における当該自己の義務が法令に違反する限りにおいてその義務を免れるものとする。この場合において甲又は乙は、相手方に発生する損害を最小限にするよう努めなければならない。

(法令変更の場合の協議及び追加的な費用の負担等)

第44条 甲及び乙は、甲が乙から前条1項の規定による通知を受領したときは、法令変更に対応するため、この約款及び要求水準書の変更並びに追加的な費用の負担等について必要なものにつき協議しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、当該法令の公布の日から120日以内に甲及び乙が合意に至らないときは、甲は当該法令変更に対する合理的な範囲の対応方法を乙に対して通知し、乙はこれに従いこの契約の履行を継続するものとする。この場合において、乙に生じる追加的な費用の負担は、次の定めによるものとし、乙のこの契約の履行のための費用が減少するときは、当該減少分を委託費から控除するものとする。

- (1) 本事業に直接関連する法令・税制等の変更にかかる費用は甲が負担する。
- (2) 上記以外の法令・税制度の新設・変更にかかる費用は乙が負担する。

第5章 不可抗力及び損害賠償

(不可抗力にかかる通知)

第45条 乙は、この契約の締結後に不可抗力に該当する事由の発生により、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその内容の詳細を記載した書面により甲に通知しなければならない。

(1) この約款又は要求水準書で提示された条件に従い、本業務を実施することができなくなったとき。

(2) この契約の履行のために追加的な費用が必要であると判断したとき。

2 甲及び乙は、この契約に基づく自己の義務が不可抗力により履行不能となったときは、履行期日における当該義務の履行を免れるものとする。この場合において、甲又は乙は、相手方に発生する損害を最小限にするように努めなければならない。

(不可抗力の場合の協議及び追加的な費用の負担等)

第46条 甲及び乙は、甲が乙から前条第1項の通知を受領したときは、当該不可抗力に対応するため、速やかにこの約款及び要求水準書の変更並びに追加的な費用及び不可抗力によって生じた損害の負担等について必要なものにつき協議しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、当該不可抗力が生じた日から60日以内に甲及び乙が合意に至らないときは、甲は当該不可抗力に対する合理的な範囲の対応方法を乙に対して通知し、乙はこれに従いこの契約の履行を継続するものとする。この場合において、乙に生じた損害及び乙に生じる追加的な費用の負担は、次に定めるとおりとし、乙のこの契約の履行のための費用が減少するときは、当該減少分を委託費から控除するものとする。

(1) 不可抗力による損害及び増加費用(別紙4に規定される保険の保険金でてん補されるものを除く。)のうち、当該年度に支払うべき委託費(当該不可抗力発生年度の業務の対価として支払われるべき固定費と変動費の総額。変動費は計画処理量により算定する。)の100分の1に相当する金額までは乙が負担しこれを超えるものは甲が負担する。

(2) 不可抗力の発生に伴う臨機の措置にかかる増加費用は第21条による。

(損害賠償等)

第47条 本業務の実施に関連して、甲の責めに帰すべき事由により、乙に損害が生じた場合、甲は乙に対して、生じた損害を賠償する義務を負う。

2 乙は、この契約に従った業務を実施せず、又はその他この契約の定めるところに違反し、甲に損害を生じさせたときは、その損害を賠償しなければならない。

3 この契約に定める委託費の減額は前項に従った甲の乙に対する損害賠償の請求を妨げるものではなく、また委託費の減額を損害賠償の予定と解してはならない。

(第三者への賠償)

第48条 乙は、その故意又は過失若しくは法令等の不遵守によって、甲又は第三者に人的あるいは物的損害を生じさせたときは、これを全て賠償しなければならない。

(契約不適合責任)

第49条 甲は、乙が実施した予防・事後保全業務に関して基本性能を満たさない場合等の契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、業務の手直しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催促をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて運營業務委託費の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに運營業務委託費の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 業務内容の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

第6章 契約期間の終了

(契約期間終了時の取扱い)

第50条 甲は、乙と本施設の状況等の確認及び協議をしたうえで、本施設の事業継続可否について、事業終了5年前までに判断する。なお、本事業期間終了時における引渡しの詳細条件等は、甲と乙の協議により決定するものとし、協議は本事業期間終了の10年前を目処に開始する。

(甲の解除権及び解除権に伴う違約金)

第51条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対し催告することなく、この契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由がなく指定期日までに契約を履行しないとき又は履行の見込みがないと認められたとき。
 - (2) 正当な理由がなく契約の履行に着手しないとき。
 - (3) 技術管理者を配置しなかったとき。
 - (4) 業務を実施する上で必要な法令の定めによる資格、許可若しくは登録等を取り消され、又は営業の停止を命ぜられたとき。
 - (5) 乙、技術管理者その他従業員が甲の指示監督に従わず、又は甲の職務の執行を妨げたとき。
 - (6) 第53条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
 - (7) 第31条による本施設の全部又は一部の運転停止が6ヶ月を超えるととき（乙の責めに帰すことのできない事由による運転停止を除く。）。
 - (8) 第32条第1項による代替処理の期間が6ヶ月を超え、本事業の継続が合理的でないと甲が判断したとき（代替処理が乙の責めに帰すことのできない事由による場合を除く。）。
 - (9) 乙がこの契約の履行を放棄したと認められるとき。
 - (10) 乙に係る破産手続、会社更生手続、民事再生手続若しくは特別清算のいずれかの手続について、取締役会でその申立等を決議したとき、あるいはその申立等がされたとき、又は支払不能若しくは支払停止となったとき。
 - (11) 乙が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当すると判明したとき。
 - (12) この契約の締結又は履行にあたって不正の行為があったとき。
 - (13) 前各号のほか、乙又は乙の代理人が、この契約条項に違反したとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は、解除の日が属する年度の業務の対価として甲が支払うべき運營業務委託費（固定費と変動費の総額。変動費は計画処理量に基づき算出する。）の100分の10に相当する額を違約金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 前項各号の定めにより契約を解除されたとき。

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について会社更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について民事再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者

4 第2項に規定する場合において、第7条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって第2項の違約金に充当することができる。

5 第1項の規定による契約の解除は、第60条の規定による延滞違約金の徴収を妨げないものとする。

(談合その他不正行為による解除)

第52条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号、以下「独占禁止法」という。）第7条若しくは第8条の2に規定する排除措置命令を行い確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において準用する場合を含む。）に規定する課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったにもかかわらず、独占禁止法第7条の4第1項の規定により（同法第8条の3において読み替えて準用する場合も含む。）課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定に該当し、刑が確定（執行猶予の場合を含む。）したとき。

2 前項各号の定めにより契約を解除されたときは、乙は、運營業務委託費の10分の10に相当する額を違約金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項に規定する場合において、第7条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。

- 4 第2項の規定は、解除により甲に生じた損害額が同項に規定する違約金の額を超える場合において、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(協議解除)

第53条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約を解除することができる。

- 2 甲は、前項の解除により乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(乙の解除権)

第54条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) 第5条の規定により、甲が契約内容を変更しようとする場合において、当初の運營業務委託費の2分の1以下に減少することとなるとき。

(2) 甲がこの契約に違反し、乙の催告後60日以内に当該違反を是正しないとき、又はその違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

- 2 前条第2項の規定は、前項の規定により契約が解除される場合に準用する。甲は前項の解除により、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(法令変更又は不可抗力による解除権)

第55条 甲又は乙は、本契約の締結後における法令変更又は不可抗力により、本業務の継続が不能となった場合又は本業務の継続に過分の費用を要する場合には、本契約終了に伴う権利義務関係等について協議の上、本契約を解除することができる。その場合、甲は、乙の行った本業務のうち、対応する委託費が支払われていない業務に係る委託費を、速やかに乙に支払う。

(契約解除に伴う措置)

第56条 この契約が解除された場合において、検査に合格した履行部分があるときは、甲は当該履行完了部分に対する代金相当額を支払うものとする。

2 乙は、この契約が解除された場合において、貸与品又は支給材料等があるときは、遅滞なく甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品又は支給材料等が乙の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。

3 乙は、この契約が解除された場合において、履行場所等に乙が所有する材料、工具その他の物件があるときは、乙は遅滞なく当該物件を撤去（甲に返還する貸与品、支給材料等については、甲の指定する場所に搬出。以下この条において同じ。）するとともに、履行場所等を原状に復して甲に明け渡さなければならない。

- 4 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の原状回復を行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、履行場所等の原状回復を行うことができる。この場合においては、乙は、甲の処分又は原状回復について異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。
- 5 第2項及び第3項に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第51条又は第52条の規定によるときは甲が定め、第53条から第55条の規定によるときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

第7章 その他

(所有権)

第57条 本施設の所有権は、甲に属する。また、施設の更新及び設備の追加を行った場合においても施設及び設備の所有権は甲に属する。

(保険)

第58条 乙は、契約期間中、「別紙4 保険の詳細」に定める保険に継続して加入しなければならない。保険契約及び保険証書の内容については、甲の確認を得るものとする。

2 甲は本施設の所有者として、以下各号の保険これと同等の保険に加入するものとする。

- (1) 本施設に係る火災保険
- (2) 本施設の各設備に係る機械保険

3 乙は、第1項に定める保険に加入後、速やかに、その保険証書の写しを甲に提出するものとする。

(経営状況の報告等)

第59条 乙は、この契約が効力を失うまで、各事業年度において、当該事業年度の財務書類を作成し、年1回自己の費用で公認会計士又は監査法人の監査を受けた上で、当該事業年度の最終日から3ヶ月以内に、監査報告書とともに甲に提出しなければならない。

2 乙は、この契約が効力を失うまで、各事業年度の第2四半期最終日以前に、翌事業年度の予算の概要を書面で甲に提出しなければならない。

(遅延利息)

第60条 乙は、本契約に定める賠償金、損害金又は違約金を、甲の指定する支払期日を経過しても支払わないときは、甲に対し、遅延損害金を支払う。

2 前項に規定する遅延損害金は、甲の指定する期間を経過した日から支払の日まで、遅延利息支払時における支払遅延防止等に関する法律第8条1項の遅延利息の率(年2.5%)をもって計算する(千円未満は切り捨てるものとする。)

(疑義の決定等)

第61条 この契約の各条項の解釈について疑義を生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲と乙とが協議の上、定めるものとする。

(別紙 1 用語の定義)

用語	定義
本事業	「エコセメント化施設基幹的設備改良工事及び運営事業」をいう。
本業務	「エコセメント化施設運営業務」をいう。
本施設	「エコセメント化施設」をいう。
要求水準書等	本事業を実施する事業者の募集に際して公表する入札説明書、要求水準書、事業契約に係る各契約書（案）、質問回答書、提案図書等の資料をいう。
焼却残さ等	焼却設備から排出される焼却灰、飛灰、二ツ塚処分場に分割埋立された焼却残さ及び掘起し品をいう。
焼却灰	焼却後の残さ物（主灰）をいう。
飛灰	集じん機により捕集された排ガス中のばいじん（乾灰）をいう。ストーカ式又は流動床式により化学成分（金属成分）が異なる。
分割埋立	平成 12 年 9 月より焼却残さと不燃ごみをそれぞれエリア分けして埋め立てを開始したものをいう。
掘起し品	運営期間中に実施する基幹的設備改良工事（令和 8 年度～令和 12 年度）及び定期補修工事中の稼働停止期間に一時的に埋立てた焼却残さ等（覆土として使用した石灰石を含む）をいう。
エコセメント等	本施設で生成されるエコセメント及びエコクリンカをいう
不可抗力	暴風、豪雨、洪水、高潮、地滑り、落盤、落雷、地震、火災、その他の自然災害、又は騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象
処理不適物	本施設において処理をすることが不可能若しくは不適當な物として甲乙が別に定めた物をいう。

(別紙2 モニタリング)

1. モニタリングの基本的な考え方

甲は、本事業について、入札公告時に循環組合が提示した要求水準書等に基づいて、適正かつ確実な運営・維持管理業務の履行水準の確保がなされているかどうかを監視、測定、評価する。モニタリングにより要求水準書等に規定する業務水準が達成されていない、又は達成されないおそれがあると判断した場合には、運転停止、是正勧告等の措置を行うものとする。なお、これらの措置を講じることは、運営業務委託契約に基づく甲の契約解除権の行使を妨げるものではないことに留意すること。

2. モニタリングの方針

本事業におけるモニタリングの方法は乙が行うセルフモニタリングに基づく運営・維持管理業務についての各種報告書による確認を基礎とし、これを補完する目的で甲が随時のモニタリングを行うこととする。

3. モニタリングの方法

(1) セルフモニタリング実施計画書の作成

乙は、本契約締結後、要求水準書等に基づき、以下の項目を含むセルフモニタリング実施計画書を作成し、甲の承諾を得ること。

- (ア) モニタリング時期
- (イ) モニタリング内容
- (ウ) モニタリング組織
- (エ) モニタリング手続
- (オ) モニタリング様式

(2) 乙のセルフモニタリング

運営事業者は、セルフモニタリング実施計画書に基づき、自己の費用及び責任において、セルフモニタリングを実施し、本業務の履行状況等について確認等を行い、各種報告書等をそれぞれの期日までに作成し甲に提出するものとする。

(3) 甲によるモニタリング

甲は、乙が作成した業務日報及び業務報告書に基づき、自己の責任及び費用で、日常モニタリング、定期モニタリングを行い、乙が提供する業務の実施状況を確認する。

なお、甲は、必要に応じ、自ら各業務の遂行状況を直接確認・評価する随時モニタリングを行うことができる。

	事業者	循環組合
日常 モニタリング	チェック項目に沿って各業務の遂行 状況を確認の上、業務日報を作成	業務日報の確認、業務水準の 評価、生成物の品質の確認
定期 モニタリング	月 1 回実施のチェック項目に沿っ て、遂行状況を確認するとともに、 業務日報をもとに業務報告書を作成	業務報告書の確認、業務水準 の評価
随時 モニタリング	—	生成品有効活用量の確認各種 環境計測値の確認

4. 業務改善についての措置

甲は、運営事業者の業務水準内容が要求水準書及び施設運營業務委託契約書に定める事項を満たしていないと判断した場合に、以下の手続きを経て、是正勧告その他の措置をとる。

(1) 是正勧告(1回目)

循環組合は、上記モニタリングの結果から、運営事業者による業務が要求水準及び運営維持管理業務委託契約の各条項を満たしていないと判断した場合には、その内容に応じて以下の初期対応を行う。

① 是正勧告

確認された不具合が、繰り返し発生している場合又は、初発でも重大であると認めた場合、運営事業者に適切な是正措置をとることを通告（是正勧告）する。運営事業者は、循環組合から是正勧告を受けた場合、速やかに循環組合と協議を行うとともに、改善策、改善予定期限（発生した事象により循環組合と運営事業者の協議により決定する。）、再発防止策等を記載した業務改善計画書を循環組合に提出し、循環組合の承諾を得るものとする。

なお、改善策実施に係る経費（循環組合への確認費用を含む）については、原則、運営事業者の負担とする。

② やむを得ない事由による場合の措置

やむを得ない事由により要求水準書及び運營業務委託契約書の内容を満たすことができない場合、運営事業者は、循環組合に対して速やかに、かつ、詳細にこれを報告し、その改善策について循環組合と協議する。運営事業者の通知した事由に合理性があると循環組合が判断した場合、循環組合は、対象となる内容の見直し等を検討した上で、当該期間は再度の勧告の対象としない。

(2) 改善の確認

循環組合は、運営事業者からの改善完了の通知又は改善期限の到来を受け、定期又は随時のモニタリングにより、改善策に基づく改善効果を確認する。

(3) 是正勧告（2回目）

上記（2）におけるモニタリングの結果、改善策に沿った期間及び内容での改善が認められないと循環組合が判断した場合、循環組合は、運営事業者に第2回目の是正勧告（（1）①及び②の手続き）を行うとともに、再度、業務改善計画書の提出請求、協議、承諾及び随時のモニタリングによる改善確認の措置を行う。なお、ここでいう再度の是正勧告については、循環組合が必要と判断したとき、その内容を公表することができる。

(4) 改善効果が認められない場合の措置

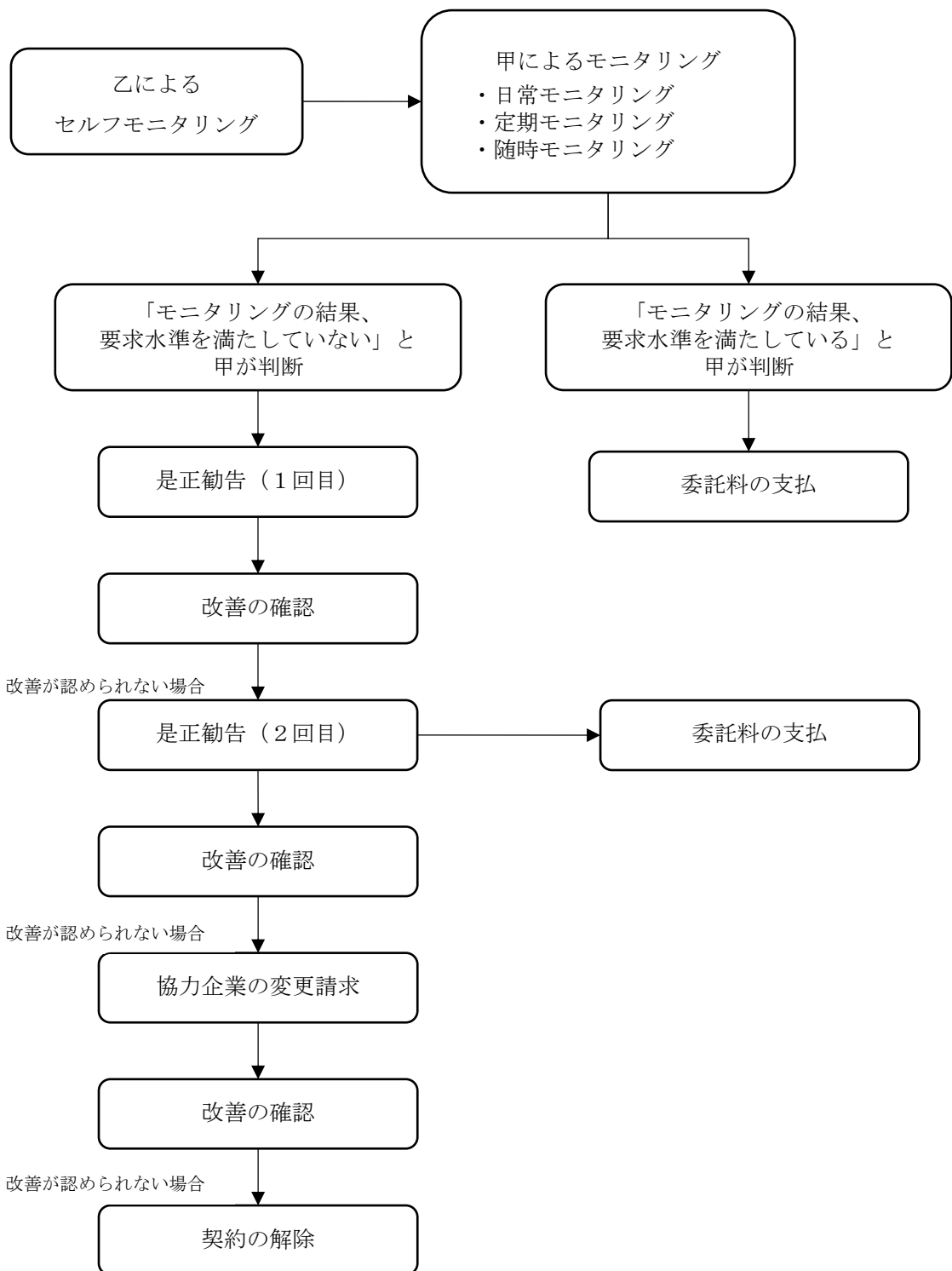
上記（3）の手順を経ても改善効果が認められないと循環組合が判断した場合、循環組合は業務改善方法等を最長3ヶ月間協議のうえ、以下の措置を取ることができる。

- (ア) 当該業務を担当している協力企業を変更することを運営事業者に請求する。
- (イ) 運営事業者が直接当該業務を行っていた場合には、循環組合が指定する第三者に最長6ヶ月間にわたり適切な範囲で業務を委託する。

(5) 事業の中断（契約解除）の決定

上記（4）の措置を取った後、最長12ヶ月経ても改善効果が認められないと循環組合が判断した場合、事業全体の中断を決定し、契約を解除する。

措置の内容		手続きの概要
是正勧告	1回目	業務水準低下の内容に応じて当該業務の是正について、期限を定め事業者に勧告する。
	2回目	1回目の勧告によっても期限内に改善が認められない場合に再度勧告を行う。
業務担当者の変更要求	協力企業の変更要請	2回の勧告を経て改善が認められない場合で、事業者が当該業務を協力企業に委託しているときには、処分組合は当該業務の業務担当者の変更請求を行う。
	第三者への業務委託	2回の勧告を経て改善が認められない場合で、当該業務を事業者自らが行っているときには、当該業務を処分組合が指定する第三者に委託する。
契約解除等	契約解除	上記の手続きを経ても業務の改善が認められない場合で、処分組合が契約継続を希望しないときには、契約を解除する。



別紙3 運營業務委託費の支払いについて

1. 運営委託費の算定方法

対象業務		算定方法
固定費	労務費（生産部門、事務部門）	■各支払期の支払金額A^{※1} = [下記運営維持管理期間中の費用の合計金額] ÷ 支払回数
	品質管理業務（消耗品費）	
	品質管理業務（品質保全）	
	適正処理・適正運転（横持・外注費等）	
	廃バグフィルタろ布等（水銀分析・処分）	
	環境測定	
	施設清掃、その他経費	
	維持補修費（材料費以外）	
維持補修費（材料費（耐火レンガ及びろ布除く））		
変動費	維持補修費（材料費（耐火レンガ及びろ布））	■各支払期の支払金額C^{※2} = 購入量 × 実価格単価（円/t） ^{※3}
	原材料・薬剤費 ^{※4}	■各支払期の支払金額D = 購入量 × 実価格単価（円/t） ^{※3}
	公共料金費 ^{※5} （従量料金）	■各支払期の支払金額E = 各支払期の処理量（実績値） ^{※6} × 提案単価（円/t） 入札価格の算定に当たっては、各年度の業務委託料Cは、各年度処理量（計画値） × 提案単価（円/t）とする。なお、各年度処理量（計画値）については、要求水準書を参照すること。
	燃料費	
	エコセメント一次積送費	■各支払期の支払金額F = エコセメント等出荷数量（t） × 基準単価（円/t）

※1 各支払期の支払金額は、1円未満を切り捨てるものとする。なお、固定費の端数調整は第四四半期の支払時に行う。

※2 第一四半期に生じた支払金額は翌期（第二四半期）に精算するものとする。

※3 3社以上の見積から最低価格とする。

※4 原材料・薬剤費は購入量とするが、協議により変更できるものとする。

※5 公共料金の基本料金は本業務の範囲外とする。

※6 「各支払期の処理量（実績値）」の単位は（t）とし、小数点以下第2位（10kg 単位）までを有効桁数とする。

2. エコセメント等販売収益還元

運営事業者がエコセメント等を販売した際に、販売単価が買取単価を上回った場合、その収益の一部を循環組合に還元するものとする。この還元される額を生成品販売収益還元費という。

ここで、生成品の販売収益還元費は、以下の算定式により求められる額とする。

$$W_1 = (X_1 - Y_1) \times \text{販売重量 (t)} \times 1 / 2$$

W_1 : 生成品の販売収益還元費 (円)

X_1 : 販売価格 (円/t)

※販売価格は、定期報告書記載値とし、その価格が複数となる場合は、加重平均値とする。

ただし、 $X_1 \geq Y_1$ とする。

Y_1 : 買取価格 (円/t)

3. 資源物等販売収益還元

(1) 人工鉱石 (金属澱物)

運営事業者が人工鉱石を売却した際、売却価格から必要経費を除いた収益の半分を循環組合に還元する。この還元される額を人工鉱石販売収益還元費という。

人工鉱石販売収益還元費とは、以下の算定式により求められる額とする。

なお、売却単価設定後、支払までに、資源物の相場に著しい変動があった場合は、循環組合と運営事業者で協議し、変更できるものとする。

$$W_2 = (X_2 - Y_2) \times \text{売却重量 (t)} \times 1 / 2$$

W_2 : 人工鉱石の販売収益還元費 (円)

X_2 : 売却単価 (円/t)

※売却単価は、前四半期の期間において、あらかじめ定めた事業者の有償譲渡されて得られた売却価格の人工鉱石 1t 当たりの単価 (1円未満の端数は切り捨てる。)

Y_2 : 必要経費 (円/t)

※「エコセメント化施設における出荷業務における経費」及び「金属澱物の保管・運送業務に関する経費」をいう。なお、物価変動及び売却数量の変更に伴い、循環組合と運営事業者で協議し、変更できるものとする。

売却重量: エコセメント化施設内のトラックスケールで計量した重量から容器の重量を差し引いた重量。ただし、1kg 未満の場合は切り上げる。

(2) ミックスメタル（鉄及びアルミニウム類含む）

運営事業者がミックスメタルを売却した際、売却価格から必要経費を除いた収益の半分を循環組合に還元する。この還元される額をミックスメタル販売収益還元費という。

ミックスメタル販売収益還元費とは、以下の算定式により求められる額とする。

なお、有償譲渡により得られる額が必要経費を下回る場合、金属産物当（焼き鉄）扱いとして有効活用する。

$$W_3 = (X_3 - Y_3) \times 1 / 2$$

W_3 : 資源物の販売収益還元費（円）

X_3 : 売却価格（円）

※四半期毎に運営事業者には有償譲渡され得られた額（1円未満の端数は切り捨てる。）

Y_3 : 必要経費（円）

※「異物確認・除去、サンプリング等の経費」及び「ミックスメタル分析経費」、「一般管理費」をいう。なお、物価変動及び売却数量の変更に伴い、循環組合と運営事業者で協議し、変更できるものとする。

取扱重量：エコセメント化施設内のトラックスケールで計量した重量から容器の重量を差し引いた重量。ただし、1kg未満の場合は切り上げる。

4. 支払い時期

本施設の運営業務委託費は、令和8年4月1日から令和33年3月31日までの25年間にわたり、モニタリング結果を踏まえ、四半期に1回、乙に対して支払うものとする。乙は月間業務完了報告書を翌月の10日までに提出し、甲は提出を受けた日から10日以内にこの報告書の承諾について文書等により通知する。乙は、甲からの通知を受けた後速やかに請求書を甲へ提出する。甲は、請求書を受理した日から30日以内に運営業務委託費を支払うものとする。

運営固定費は、均等（内訳毎に四半期均等）とする。運営変動費については、計画処理量に基づき、四半期毎に精算する。

支払期	支払対象期間	支払日
第一四半期	4月1日～6月30日	適切な請求書を受理した日から30日以内（銀行営業日でない場合、翌営業日）
第二四半期	7月1日～9月30日	
第三四半期	10月1日～12月31日	
第四四半期	1月1日～3月31日	

5. 改定方法

(1) 改定の周期

① 公共料金費

電気代等の公共料金費は、公共料金の改定が生じた場合、その都度改定する。

② 燃料費

燃料（A重油）の調達価格（単価）は、支払期毎に改定する。

③ その他（公共料金費及び燃料費以外）

公共料金費及び燃料費以外の費用は、1年に1回（前年度8月）の改定とする。

(2) 改定率設定に用いる指標

対象業務		指標
固定費	労務費	毎月勤労統計調査_賃金指数_現金給与額 (30人以上)(厚生労働省)
	品質管理(消耗品)	消費税を除く国内企業物価指数_総平均
	品質管理業務(品質保全)	消費税を除く企業向けサービス価格指数_総平均
	適正処理・適正運転(横持・外注費等)	
	廃バグフィルタろ布等(水銀分析・処分)	
	環境測定	
	施設清掃、その他経費	
	維持補修費(材料費以外)	消費税を除く企業物価指数_はん用機器
維持補修費(耐火レンガ・ろ布を除く材料費)		
変動費	維持補修費(耐火レンガ・ろ布)	実価格単価
	原材料・薬剤費	実価格単価
	公共料金費	公共料金の変動による
	燃料費	建設物価_A重油
	エコセメント一次積送費	関東運輸局標準的運賃

(3) 改定の条件

運営維持管理業務委託費の支払額については、改定のための確認を、原則年1回行うものとする。

改定時の指標と前回改定時の指標を比較し3.0%（改定割合に±0.031以上の増減があった場合で、小数点以下第4位未満に端数が生じたときは、小数点以下第4位未満を切り捨てるものとする。）を超過する増減があった場合に改定を行うものとする。なお、運営事業者は、変動の有無にかかわらず、循環組合へ書面により毎年報告を行うこと。

(4) 改定の算出方法

毎年8月末時点で公表されている指標（前年度平均値）に基づき、9月末までに見直しを行い、翌年度の運營業務委託費を確定する。改定された運營業務委託費は、改定年度の翌年の第一四半期の支払から反映させる。

なお、1回目の改定は、令和6年8月末時点で公表されている指標（令和5年度平均値）を基準値とし、基準額は本契約に定めた額となる。

また、令和8年度の運營業務委託費は、令和7年8月末時点で公表されている指標（令和6年度平均値）に基づき、令和7年9月末までに見直しを行い、運營業務委託費を確定する。改定された運營業務委託費は、令和8年度第一四半期の支払から反映させる。

■第1回目の改定

令和5年度平均値の指標を基準値とし、t年度における指数と基準値の差が、 $\pm 3\%$ を超える場合、運営維持管理委託費を改定する。

$|L_t / L_{t0}| > 3\%$ のとき、t年度の委託費を改定する。

$$WA_t = WA_{t0} \times (L_t / L_{t0})$$

WA_t : t年度の委託費（燃料費の場合は処理量単価）

WA_{t0} : 契約書で定めた基準額（燃料費の場合は処理量単価）

L_t : (t-2)年度の指標（燃料費の場合は当該支払期単価平均値）

L_{t0} : 令和5年度の指標（燃料費の場合は契約時の単価）

■第2回目以降の改定

前回の改定が行われたt年度の指標 L_t を基準値とし、その後のc年度における指数と基準値の差が、 $\pm 3\%$ を超える場合、運営維持管理委託費を改定する。

$|L_c / L_t| > 3\%$ のとき、c年度の委託費を改定する。

$$WA_c = WA_t \times (L_c / L_t)$$

WA_c : c年度の委託費（燃料費の場合は処理量単価）

WA_t : t年度の委託費（燃料費の場合は処理量単価）

L_c : (c-2)年度の指標（燃料費の場合は当該支払期単価平均値）

L_t : (t-2)年度の指標（燃料費の場合は当該支払期平均値）

別紙4 保険の詳細

乙は、少なくとも、以下の保険に加入し、保険契約締結後、速やかに保険証書の写しを甲に提出するものとする。

1. 第三者損害賠償保険

付保対象：本業務に伴い第三者に与えた損害について、法律上の賠償責任を負担する場合に被る損害

付保期間：業務期間

保険金額：対人： []

対物： []

その他：甲を追加被保険者とする保険契約とすること

2. その他

乙は、提案による保険への加入を手配しその保険料を負担しなければならない。